

「観光コンテンツブラッシュアップ支援等業務」企画プロポーザル実施要領

公益財団法人福島県観光物産交流協会

1 目的

本事業はアフターコロナにおける新たな旅のスタイルやニーズに合わせた持続的かつ魅力ある観光コンテンツ（以下、「コンテンツ」という。）の磨き上げと造成、販売方法等について専門家による伴走支援を行い、福島県独自のプレミアムコンテンツを造成することで持続可能な観光振興を目指すものです。

2 委託業務の内容

「観光コンテンツブラッシュアップ支援等業務」業務委託仕様書（別紙）のとおり。

3 契約期間

業務委託契約締結の日から令和7年3月3日（月）まで

4 委託契約上限額

30,976,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 スケジュール

項目	日程
「質問書」の提出期限	令和6年4月30日（火）17時まで
「参加表明書」の提出期限	令和6年5月7日（火）12時まで
「企画提案書」提出期限	令和6年5月15日（水）12時まで
審査（書類審査）	令和6年5月中旬
審査結果の通知	令和6年5月21日（火）予定

6 参加資格等

本プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たした者とする。

- （1）地方公共団体及び国が発注した、本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、且つ、確実に履行できる者であること。
- （2）本業務の実施について、委託者の要求に応じて即座に来所し、対応できる体制を整えていること。
- （3）県内に本社又は事業所等を有する者であること。
- （4）地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- （5）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的

- あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 本業務を実施するにあたり、契約日より円滑な業務運営を行うために必要な体制を整えることができること。

7 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、次の公益財団法人福島県観光物産交流協会（以下「協会」という。）公式ホームページから取得できる。なお、14 に示す本プロポーザル事務局の窓口又は郵送等での交付は行わない。

<URL><https://www.tif.ne.jp/jp/corp/entry/article.html?corp=86>

8 質問等の受付

(1) 受付期限等

令和6年4月30日（木）17時までに、協会に電子メール又はFAXにより提出すること。
なお、電子メール、FAXともに、送信後に電話にて送付した旨を事務局担当へ連絡すること。
また、電話による質問の受付は認めない。

(2) 提出書類

質問書（様式第1号）

(3) 回答

質問に対する回答は、7に記載した協会公式ホームページに令和6年5月2日（火）までに掲載する。

9 参加表明書の提出

(1) 提出期限等

令和6年5月7日（火）12時までに、協会まで持参、郵送、電子メール又はFAXにより提出すること。

なお、電子メール、FAXともに、送信後に電話にて送付した旨を必ず事務局担当へ連絡すること。また、この提出がない者の企画提案書は受け付けない。

※ 持参による書類提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時30分までとする。

※ 郵送による提出の場合は、提出期限内必着とする。

(2) 提出書類

参加表明書（様式第2号）（1部）

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限等

令和6年5月15日（水）12時までに、協会まで下記について指定部数を持参又は郵送により提出すること。

※ 持参による書類提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時30分までとする。

※ 郵送による提出の場合は、提出期限内必着とする。

(2) 提出書類、部数

ア 企画提案書、工程表及び業務実施体制、専門分野別のアドバイザー候補者リスト（代表的な候補者のみで可）

様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。

正本1部、副本5部

イ 事業経費積算書

様式任意（本業務の各項目に対応した内訳を記載すること）。

正本1部、副本5部

ウ 会社の概要や実施業務分野等が記載されたパンフレット6部（コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出すること）。

エ 6（1）に該当する受託を行った業務実績一覧

様式任意（過去3か年程度の受託業務名、発注元、業務内容、受託額を記載すること）。

正本1部、副本5部

オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）

正本1部

(3) 提案の内容

仕様書の趣旨や審査項目を踏まえ委託業務内容に記載している各業務が、円滑かつ確実に遂行できる具体的な提案を行うこと。

11 企画提案書等の提出に際しての留意事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- (1) 提出者が上記6に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。（コンソーシアムの場合は、単独事業者又は他のコンソーシアムの構成員として重複参加することはできない。）
- (3) 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 提出書類に不備があった場合。
- (6) 本実施要領に違反すると認められる場合。

12 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができるものとする。
- (5) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (6) 提案書等は、公益財団法人福島県観光物産交流協会情報公開規程に基づく情報公開請求の対象となる。

13 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 選定方式

業務委託者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会）」という。」が行うものとする。審査委員会は、提案書等を書面審査し、これを総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準

審査項目	評価の視点	評価得点	加点率
業務遂行能力等			
業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	1・2・3・4・5	× 2
スケジュール	・業務を円滑に実施できる計画であるか。 ・進行管理体制は適切か。	1・2・3・4・5	× 2
業務実績	・本業務と類似の業務の受注実績があるか、若しくは、観光地域磨き上げや観光誘客に関して特筆すべき業務成果があるか。	1・2・3・4・5	× 2
企画提案内容			
実施方針 (業務理解)	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。 ・意欲的な提案となっているか。	1・2・3・4・5	× 2
企画提案 (企画力)	・本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。	1・2・3・4・5	× 3
企画提案 (効果性)	・企画力の高い効果的、相乗的な事業展開となっているか。	1・2・3・4・5	× 3
企画提案 (実現性)	・具体的で、実現性の高い提案となっているか。	1・2・3・4・5	× 3
企画提案 (独創性)	・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか。	1・2・3・4・5	× 2
業務経費	・業務経費は適正であるか。	1・2・3・4・5	× 1
合計 100 点満点			

【評価方法】 審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

14 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先（事務局）

〒960-8053

福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま7階

（公財）福島県観光物産交流協会 担当：渡部啓子、松崎由香里

電話 024-525-4024 FAX 024-525-4087

E-mail k_watanabe@tif.ne.jp y_matsuzaki@tif.ne.jp